

⇩ 認定NPO法人に対する寄附金

Q : 認定NPO法人に対する寄附金については、税制上の優遇措置が設けられていると聞きました。詳細を教えてください。

A : 次のとおりです。

【解説】

認定NPO法人とは、特定非営利活動促進法(NPO法)に基づく特定非営利活動法人の略称で、会費や支援者からの寄附金等により社会に貢献する活動を行っている法人のうち、一定の要件(広く一般から支持されている、活動や組織運営が適正である、法人情報を多く公開している等)を満たすものとして国税庁長官の認定を受けているものをいいます。

認定NPO法人への寄附は、NPO法人の活動を通じて社会のニーズの充足につながっていくことから、税制上次のような特典が設けられています。ただし、一定の書類を確定申告書に添付する必要があります。

①個人が寄附をした場合

所得税の計算上、認定NPO法人への寄附金の額から1万円を差し引いた金額と所得金額の25%相当額とのいずれか少ない金額を所得金額から控除することができます。

②法人が寄附をした場合

法人税の計算上、認定NPO法人に対する寄附金については、一般の寄附金の2倍の損金算入限度額が設けられています。

③相続財産を寄附した場合

相続税の計算上、認定NPO法人に対して寄附した相続財産は、相続税の課税対象から除かれます。

